



# 秋田県公報

## 目次

ページ

訓令

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令(二・人事課)……………	1
秋田県、秋田県議会、秋田県 監査委員、秋田県人事委員会、 秋田海区漁業調整委員会訓令	
秋田県職員安全衛生管理規程の一部を改正する訓令(一・人事課)……………	1
公安委員会規則	
秋田県警察職員の定数の配分に関する規則の一部を改正する規則(四・警務課)……………	2
秋田県道路交通法施行細則の一部を改正する規則(五・交通企画課)……………	2

## 訓令

### 秋田県訓令第2号

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十六年三月三十日

秋田県知事 寺田典城

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

平成十六年三月三十日

秋田県職員被服貸与規程の一部を改正する訓令

秋田県職員被服貸与規程(昭和四十三年秋田県訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「各課局長」を「各課室長」に改める。

別表第一第三十七号中

二	二	二
---	---	---

を

二	一	一
---	---	---

に改める。

別表第二第十三号中

作業服	上	ゴム長靴	防寒衣	雨衣
	下			
宿直者の巡回用				

を

作業服	上	保安帽	ゴム長靴	防寒衣	雨衣
	下				
宿直					

に改める。

者の巡回用

附則

この訓令は、平成十六年四月一日から施行する。

秋田県、秋田県議会、秋田県  
監査委員、秋田県人事委員会、  
秋田海区漁業調整委員会訓令

秋 田 県、 秋 田 県 議 会、  
秋 田 県 監 査 委 員、 秋 田 県 人 事 委 員 会、 訓 令 第 一 号  
秋 田 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

庁 中 一 般  
各 地 方 機 関  
事 務 局 一 般

秋 田 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 十 六 年 三 月 三 十 日

秋 田 県 知 事 寺 田 典 城

秋 田 県 議 会 議 長 鈴 木 洋 一

秋 田 県 代 表 監 査 委 員 山 田 昭 郎

秋 田 県 人 事 委 員 会 委 員 長 加 賀 谷 政 明

秋 田 海 区 漁 業 調 整 委 員 会 会 長 谷 村 政 明

秋 田 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 の 一 部 を 改 正 す る 訓 令

秋 田 県 議 会

秋 田 県 職 員 安 全 衛 生 管 理 規 程 ( 昭 和 五 十 五 年 秋 田 県 監 査 委 員、 秋 田 県 人 事 委 員 会、

秋 田 海 区 漁 業 調 整 委 員 会

訓 令 第 一 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

第 一 條 第 一 号 中 「 監 査 委 員 」 を 監 査 員 と 改 正 す る。

一 号 の 訓 令 を 平 成 十 六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

公 安 委 員 会 規 則

秋 田 県 公 安 委 員 会 規 則 第 4 号

秋 田 県 警 察 職 員 の 定 数 の 配 分 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 十 六 年 三 月 三 十 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 委 員 長 大 淵 宏 道

秋 田 県 警 察 職 員 の 定 数 の 配 分 に 関 す る 規 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

秋 田 県 警 察 職 員 の 定 数 の 配 分 に 関 す る 規 則 ( 昭 和 三 十 二 年 秋 田 県 公 安 委 員 会 規 則 第 三 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 中	人 57	人 89	を	人 58	人 92	に、	「 107 」 を
-------	------	------	---	------	------	----	-----------

「 110 」 に、「 140 」 を「 169 」 に、「 561 」 を「 597 」 に、「 244 」 を「 249 」 に、「 329 」 を「 304 」 に、「 451 」 を「 461 」 に、「 439 」 を「 438 」 に、「 1,332 」 を「 1,316 」 に、「 154 」 を「 149 」 に、「 86 」 を「 87 」 に、「 173 」 を「 176 」 に、「 497 」 を「 472 」 に、「 558 」 を「 571 」 に、「 579 」 を「 607 」 に、「 1,893 」 を「 1,913 」 に改める。

附 則

こ の 規 則 は、 平 成 十 六 年 四 月 一 日 か ら 施 行 す る。

秋 田 県 公 安 委 員 会 規 則 第 5 号

秋 田 県 道 路 交 通 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則 を 次 の よ う に 定 め る。

平 成 十 六 年 三 月 三 十 日

秋 田 県 公 安 委 員 会 委 員 長 大 淵 宏 道

秋 田 県 道 路 交 通 法 施 行 細 則 の 一 部 を 改 正 す る 規 則

秋 田 県 道 路 交 通 法 施 行 細 則 ( 昭 和 三 十 九 年 秋 田 県 公 安 委 員 会 規 則 第 7 号 ) の 一 部 を 次 の よ う に 改 正 す る。

別 表 第 一 一 般 國 道 7 号 の 項 中 「 秋 田 市 下 浜 桂 根 字 境 川 173 番 23 地 先 まで 」 を 「 秋 田 市 浜 田 字 滝 ノ 原 49 番 1 地 先 まで 」 に、「 秋 田 市 下 浜 桂 根 字 境 川 173 番 23 地 先 から 北 秋 田 郡 鷹 巣 町 今 泉 字 根 立 場 2 番 212 地 先 まで 」 を 「 秋 田 市 茨 島 二 丁 目 5 番 1 地 先 から 北 秋 田 郡 鷹 巣 町 今 泉 字 根 立 場 2 番 212 地 先 まで 」 に、「 同 市 川 尻 町 大 川 反 字 大 川 反 233 番 129 地 先 」 を 「 同 市 川 尻 町 字 大 川 反 233 番 129 地 先 」 に 改 め、 同 表 県 道 秋 田 天 王 線 の 項 を 次 の よ う に 改 め る。

秋 田 市 飯 島 道 東 二 丁 目 197 番 1 地 先 から 同 市 飯 島 字 砂 田 33 番 11 地 先 まで	秋 田 市 飯 島 道 東 二 丁 目 197 番 1 地 先 から 同 市 飯 島 字 砂 田 33 番 11 地 先 まで
秋 田 市 飯 島 字 砂 田 33 番 1 地 先 から 南 秋 田 郡 天 王 町 天 王 字 樺 沼 台 247 番 19 地 先 まで	秋 田 市 飯 島 字 砂 田 33 番 1 地 先 から 南 秋 田 郡 天 王 町 天 王 字 樺 沼 台 247 番 19 地 先 まで
南 秋 田 郡 天 王 町 天 王 字 樺 沼 台 247 番 19 地 先 から 同 町 天 王 字 蒲 沼 92 番 1 地 先 まで	南 秋 田 郡 天 王 町 天 王 字 樺 沼 台 247 番 19 地 先 から 同 町 天 王 字 蒲 沼 92 番 1 地 先 まで

秋田市浜田字滝ノ原49番 1地先から同市茨島二丁目 5番 1地  
先まで

附 則

この規則は、平成 16年 3月31日から施行する。

発行者

秋田県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金

一月三千五百円

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話 (0862) 876600  
FAX (0863) 000505  
E-mail: matsu-barara@matsubarainsetsu.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄